

府中町 学校現場における業務改善推進計画 府中町教育委員会（令和元年 10 月）

1 目的

社会や経済の変化に伴い「多忙化」し長時間勤務が常態化している教員の業務状況は子供と向き合う時間の確保、教員志望者の確保を難しくし、教育の質の確保も難しくしている。

本計画は文部科学省「学校現場における業務改善加速事業」を受託して実施した3年間にわたる取組を継続し、教職員全体の長時間勤務を縮減して教職員の人間性や創造性を高め一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進し、教員が子どもと向き合う時間を確保し教育の質の向上を図ることを目的とする。

（文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に示された基準）

○上限の目安

- ・ 時間外勤務 月 45 時間以内 年間 360 時間以内

○特例的な扱い

- ・ 1 年間の時間外勤務 720 時間以内
- ・ 1 か月時間外勤務 45 時間を超える月 6 月まで
- ・ 1 か月時間外勤務 100 時間未満で、連続する複数月（2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月）のそれぞれの期間について 1 か月当たりの平均 80 時間以内

2 これまでの主な取組

平成 29 年度「業務改善に向けた基盤づくり」

- 教職員の意識改革（勤務時間を意識した業務の推進）
- PDCA サイクルによる業務改善推進体制の構築
- スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーの両中学校区への配置時間増
- 町内文書の鑑文の廃止 ○ 部活動休養日の設定 ○ 定時退庁日の設定
- 夏季一斉閉庁日の実施（3 日） ○ 町からの調査・照会文書の整理
- 町教委主催研修等の整理 ○ 教育研究レポートの休止

平成 30 年度「試行（業務改善に係る効果的な取組についての実証的研究）」

- 全小中学校における入退校専用パソコンによる勤務時間の客観的な把握
- 退勤時間ボードの設置と実施
- 年度はじめの「子供と向き合う時間」についての熟議
- 勤務時間外の電話対応を 19 時から学校管理人に移行
- 給食指導支援員の配置
- コミュニティ・スクールの地域学校協働活動サポーター等による支援体制の拡充
- 熟議の実施による各校の実態に合ったスクラップの洗い出し

令和元年度「実行・定着（効果的な取組の実行と定着へ向けた取組）」

- 各校保護者へ向けた業務改善の取組について理解を求める通知
- 中学校における週案の起案廃止とシラバスによる教科指導の進捗管理
- 文部科学省 学校業務改善アドバイザーによる学校訪問指導
- 夏季一斉閉庁日の7日間の実施
- 中学校における定期試験の計画的・弾力的実施
- 民間スポーツジムの支援による部活動指導に係る負担軽減
- 研修会等の見直しと削減（校長会、教頭会の重複開催の解消）

3 現状と課題

(1) 勤務時間に係る現状

【教員の1週間当たりの合計勤務時間（全職種 業務改善アンケート結果より）】

年 度	校 種	第1回(5月)	第2回(10月)	第3回(1月)
平成29年度	小学校	57.5時間	53.3時間	54.2時間
	中学校	64.9時間	61.0時間	60.5時間
平成30年度	小学校	56.9時間	53.1時間	53.3時間
	中学校	63.7時間	62.7時間	61.1時間
令和元年度	小学校	55.8時間	52.2時間	
	中学校	59.7時間	58.0時間	

※ 平成29年度の小学校は文部科学省「学校現場における業務改善加速事業」・広島県業務改善モデル校指定校（府中小、府中南小）のみ

【時間外勤務が月45時間を超える教員の人数（入退勤時間調べより）】

年 度	校 種	5 月	10 月	1 月
平成30年度	小学校	74.7%(2校 56人)	74.7%(2校 56人)	51.3%(2校 39人)
	中学校	81.7%(2校 58人)	78.9%(2校 56人)	66.7%(2校 46人)
	町全体	78.1%(4校 114人)	76.2%(4校 112人)	58.6%(4校 85人)
令和元年度	小学校	63.3%(5校 95人)	—	—
	中学校	73.6%(2校 53人)	—	—
	町全体	66.7%(7校 148人)	—	—

※ 平成30年度の小学校は文部科学省「学校現場における業務改善加速事業」指定校（府中小、府中南小）のみ

【時間外勤務が月80時間を超える教員の人数（入退勤時間調べより）】

年 度	校 種	5 月 (%)	10 月 (%)	1 月 (%)
平成30年度	小学校	12.0% (2校 9人)	14.5% (2校 11人)	0.0% (2校 0人)
	中学校	42.3% (2校 30人)	29.9% (2校 33人)	23.2% (2校 16人)
	町全体	26.7% (4校 39人)	29.9% (4校 44人)	11.0% (4校 16人)
令和元年度	小学校	1.3% (5校 4人)	—	—
	中学校	19.4% (2校 14人)	—	—
	町全体	7.2% (7校 16人)	—	—

※ 平成30年度の小学校は文部科学省「学校現場における業務改善加速事業」指定校（府中小、府中南小）のみ

(2) 教育の質の向上に係る現状

①学校教職員の意識（業務改善アンケート結果より）

【子供と向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合】

年 度	校 種	第 1 回(5 月)	第 2 回(10 月)	第 3 回(1 月)
平成 29 年度	小学校	60.0%	85.9%	85.3%
	中学校	52.6%	57.7%	54.1%
平成 30 年度	小学校	80.5%	83.3%	91.1%
	中学校	72.6%	65.0%	83.1%
令和元年度	小学校	85.6%	85.8%	
	中学校	92.6%	83.3%	

※ 平成 29 年度の小学校は文部科学省「学校現場における業務改善加速事業」・広島県業務改善モデル校指定校（府中小、府中南小）のみ

【日々の業務の中で充実感を得られていると感じる教員の割合】

年 度	校 種	第 1 回(5 月)	第 2 回(10 月)	第 3 回(1 月)
平成 29 年度	小学校	81.4%	89.8%	89.3%
	中学校	75.4%	72.8%	79.4%
平成 30 年度	小学校	89.9%	91.2%	89.1%
	中学校	82.9%	74.6%	72.7%
令和元年度	小学校	87.1%	90.6%	
	中学校	78.7%	81.7%	

※ 平成 29 年度の小学校は文部科学省「学校現場における業務改善加速事業」・広島県業務改善モデル校指定校（府中小、府中南小）のみ

②児童・生徒の意識（学校アンケート結果より）

【自分のよいところを認めてくれていると感じる児童・生徒の割合】

	平成 29 年 5 月	平成 30 年 5 月	平成 31 年 3 月
小学校	84.4%	89.5%	90.7%
中学校	82.4%	85.9%	92.0%

※ 平成 29・30 年度の小学校は文部科学省「学校現場における業務改善加速事業」・広島県業務改善モデル校指定校（府中小、府中南小）のみ

【先生が授業やテストで間違えたところや理解していないところについて、わかるまで教えてくれると感じる児童・生徒の割合】

	平成 29 年 5 月	平成 30 年 3 月	平成 31 年 3 月
小学校	83.0%	—	90.2%
中学校	79.5%	85.5%	91.9%

※ 平成 29 年 5 月は全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果を活用

※ 平成 30 年 3 月は「学校現場における業務改善加速事業」における小学校の指定校が無いためアンケート未実施

※ 平成 31 年 3 月は文部科学省「学校現場における業務改善加速事業」・広島県業務改善モデル校指定校（府中小、府中南小）のみ

(3) 成果と課題

①勤務時間について

- ・ 過去 3 年間の同時期勤務時間は確実に減少しており、特に中学校での改善が大きい。
- ・ 改善はみられるものの教職員の約 7 割が月 45 時間を超える時間外勤務を行っており、特に中学校での超過が大きい。
- ・ 月 80 時間を超える時間外勤務は小学校ではほぼ見られなくなっており、中学校では昨年同時期に比べ半減しているものの、依然として約 2 割の教職員が行っている。
- ・ 中学校の時間外勤務が多い教職員は固定化しており、主な要因としては部活動指導の占める時間が非常に多いことが考えられる。

②教育の質の向上に向けた業務改善の取組について

- ・ 年度初めの業務改善の目的意識の共有や継続的なボトムアップと実行・結果の見える化等熟議を通した丁寧な組織的取組の推進を図った結果、勤務時間を意識した業務の遂行等が定着しつつあり、小中学校とも時間外勤務の状況に改善が見られる。
- ・ 平成 30 年度末から指定校を中心に主体的で計画的、効果的なスクラップ＆ビルド（小学校における大きな行事の内容・取り組み方の見直しや中学校におけるテストの計画的・弾力的な実施、中学校における昼休憩設置等の日課の見直し）も見られており、取組の質・量とも高まりがみられる。
- ・ 町外異動者と既勤務者との間で業務改善の取組に係る肯定的意識に差が見られる。
- ・ 中学校における部活動指導について「働き方改革」の目的は理解しながらも、具体的な改善が見られない。教職員のみでなく保護者、地域、関係団体等との部活動指導の在り方に関する理解の共有が必要である。

4 取り組みの方向性（取組の柱）

- (1) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革の推進
- (2) 勤務時間の客観的な把握と共有
- (3) 教職員の負担軽減に向けた環境整備等
- (4) 自律的・継続的な業務改善を行う仕組みの構築
- (5) 部活動指導に係る負担軽減

【目標】

① 短期目標（令和元年度）

- 1 か月当たりの時間外勤務が 80 時間を超える教員を 0 人にする。
- 1 週間当たりの勤務時間の合計の平均を小学校 50 時間、中学校 55 時間以下にする。
- 1 日の勤務時間を超えた時間の 1 か月の合計の平均を 45 時間以下にする。

② 中期目標（令和 3 年度までに）

- 1 か月の時間外勤務の総時間が 4 5 時間を超える教員を 0 人にする。
- 1 年間の時間外勤務の総時数が 3 6 0 時間を超える教員を 0 人にする。
- ※特例的な扱いについても文部科学省のガイドラインの基準に準ずる。

③ 長期目標（継続して上記②の中期目標を達成しつつ、次の指標の継続達成を目指す。）

- 「日々の業務の中で充実感を得られている」教職員を 90%以上にする。
- 「先生はあなたのよいところを認めてくれている」と考える児童生徒を 90%以上にする。

5 具体的な取組内容

(1) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革の推進

- ①ワーク・ライフ・バランスに関する研修の実施
- ②タイムマネジメントに関する研修の実施
- ③管理職対象の学校マネジメント研修の実施
- ④「子供と向き合う時間」についての熟議の実施
- ⑤退勤時刻ボードを活用した勤務時間を意識した業務の推進

(2) 勤務時間の客観的な把握と共有

- ①勤務時間管理用パソコンを設置した勤務状況の客観的な把握と管理職からの指導
- ②教育委員会による町内状況の集約と担当者会での検討

(3) 教職員の負担軽減に向けた環境整備等

- ①定時退庁日の実施
 - 週 1 日の各校主体の計画的な実施
 - 月 1 回の完全退校日の実施
- ②専門スタッフ（スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフ）の配置による指導支援
- ③担当授業時数の削減
 - 小学校 25 時間、中学校 20 時間を上限とした担当授業時数の実現に向けた人員配置

- ④統合型校務支援システムの導入
- ⑤教職員向けパソコン研修の実施（ワード、エクセル、パワーポイント等）
- ⑥共同事務室との連携による会計業務の負担軽減
- ⑦会計業務担当配置の検討
- ⑧広島県教育委員会西部教育事務所に配置されるスクール・ロイヤーの活用

（4）自律的・継続的な業務改善を行う仕組みの構築

- ①各校業務改善推進委員会の設置と府中町学校支援会議の実施
- ②業務改善アンケートの実施（5、12月の年2回実施）と管理職面接の実施
- ③教頭会における継続的な情報共有と改善に向けた協議

（5）中学校における部活動等指導に係る負担軽減

- ①教育委員会・校長連名による保護者・地域向け通知
- ②部活動計画の作成（年間・月毎）
 - 部活動休養日の完全実施（平日1日、週休日1日 計週2日）
 - 活動時間の記載による実績の作成
- ③各団体（広島県中学校体育連盟、各種協会等）との大会の精選等についての連携
- ④地域行事等への出演、演奏依頼等への対応検討
- ⑤中学校における顧問の複数配置（部活動数や合同チーム等の検討）
- ⑥部活動指導員の配置検討
- ⑦民間スポーツジムとの連携による部活動指導に係る負担軽減と研修の実施